

議案第 19 号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の項、5の項、8の項、10の項及び12の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表18の項を次のように改める。

18	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	180,000円
		イ 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合	1件につき	110,000円
		ウ 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合	1件につき	130,000円

別表第5の21の項中「第5項第3号」を「第6項第3号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表27の項、30の項、36の項及び47の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表50の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

50の1	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
50の2	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	1件につき	120,000円

50の3	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
------	---	-------	----------

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。